

## 第4号議案

### 愛南町支所設置条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町支所設置条例の一部を改正する条例  
愛南町支所設置条例(平成16年愛南町条例第2号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「愛南町一本松3535番地」を「愛南町一本松5048番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和5年3月27日から施行する。

令和5年3月6日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

一本松支所を移転するため。

愛南町支所設置条例 新旧対照表

現 行			改 正 案		
第1条 略 (名称、位置及び所管区域) 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第1条 略 (名称、位置及び所管区域) 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
内海支所	愛南町柏390番地	合併前の内海村の区域	内海支所	愛南町柏390番地	合併前の内海村の区域
御荘支所	愛南町御荘平城3063番地	合併前の御荘町の区域	御荘支所	愛南町御荘平城3063番地	合併前の御荘町の区域
一本松支所	愛南町一本松3535番地	合併前的一本松町の区域	一本松支所	愛南町一本松5048番地2	合併前的一本松町の区域
西海支所	愛南町船越1289番地1	合併前の西海町の区域	西海支所	愛南町船越1289番地1	合併前の西海町の区域
以下 略			以下 略		